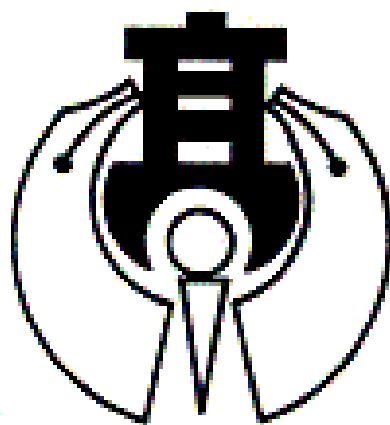


# いじめ防止基本方針



埼玉県立岩槻高等学校

# 目次

はじめに	・・・ 1
第 1 いじめの未然防止のための取組	・・・ 1
第 2 いじめ早期発見への取組	・・・ 1
第 3 いじめ早期解決への取組	・・・ 2
第 4 いじめ問題に向けての校内組織	・・・ 2
第 5 いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応について	・・・ 3
第 6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	・・・ 3
第 7 年間行事予定	・・・ 4

## はじめに

埼玉県立岩槻高等学校では、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために、いじめ防止基本方針を策定した。

## 第1 いじめの未然防止のための取組

本校は、全職員が、いじめに無関係でいる生徒はいないとの認識の下、企画委員会や生徒指導部、特別支援教育委員会、各教科等で、以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

- (1) 生徒指導部による、いじめ撲滅に向けての講演の実施。
- (2) 各学年による、いじめ未然防止に向けての生徒観察。
- (3) 特別支援教育委員会による、個別相談の実施。
- (4) 各教科による、生徒の基礎・基本の定着を図った授業の実施。
- (5) 企画委員会による、取組の集約及び、取組に対しての評価・改善の実施。

## 第2 いじめ早期発見への取組

本校では、重点目標に掲げている「生徒指導の充実と人権教育の推進（豊かな心の育成を目指して）」の方針に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) 生徒指導部は、生徒対象の「いじめに関するアンケート」を年2回実施。  
(6月、11月)
- (2) 企画委員会は、保護者対象の「いじめに関するアンケート」を年2回実施。  
(6月、11月)
- (3) 特別支援教育委員会・各学年は、各学期に生徒観察の情報交換を実施。
- (4) 人権教育委員会が中心となり、豊かな心の育成を目指し、人権教育の充実を図る。

### 第3 いじめ早期解決への取組

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状に関する情報を共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) 生徒指導部は、いじめ未然防止研修会を年1回（4月）開催する。
- (2) 年3回（7月、12月、3月）問題を抱えている生徒の現状に関する情報を共有するための職員会議を設定する。
- (3) 特別支援教育委員会・各学年は、各学期に生徒観察の情報交換を実施。
- (4) スクールカウンセラーの活用等、生徒・保護者がいじめに係る相談ができるような体制を確立する。
- (5) 本校では、いじめ防止対策推進法第23条に基づき、いじめに対する措置をし、その結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

### 第4 いじめ問題に向けての校内組織

本校では、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、いじめ防止対策推進会議を設置する。

#### 【構成員】

管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任を構成員とし、個々の事案により、学級担任、特別支援教育委員会、養護教諭、部活動の顧問等が参加可能とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、スクールカウンセラー、いじめ・非行対応支援チームの参加を県教育委員会に要請する。

#### 【会議の開催について】

年3回（7月、12月、2月）に開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

## 第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の

### 対応について

本校では、この「重大事態」を全職員が理解し、「第4 いじめ防止に向けての校内組織」における組織において調査を実施する。調査結果については、第28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。さらに、埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針に基づき、埼玉県教育委員会に報告する。

また、調査結果に基づき、本校では、以下の通り全職員で再発防止に努める。

- (1) 生徒指導部では、重大事態の再発防止に向けて、生徒指導体制の点検を実施し、年間計画の見直しを行う。
- (2) 特別支援教育委員会は、被害生徒を守るためのサポート計画を立案する。
- (3) 緊急の職員会議により、全職員が情報を共有する。

## 第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう、以下の取組により、情報モラルの徹底を図る。

- (1) 学年集会、全校集会を活用して、ネット問題について年2回生徒向け講演会を実施する。
- (2) PTA総会（学年懇談会）や、保護者向けの文書配布等を利用し、保護者の意識啓発に力を入れる。
- (3) 生徒指導部が中心となり、インターネットモラル等に関する講演会に参加し全職員に周知する。

## 第7 年間行事予定

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(企画委員会) 学校基本方針策定。</li> <li>・各学年等における、新年度いじめ防止基本方針における取組策定。</li> <li>・(生徒指導部) いじめ防止教育</li> <li>・(生徒指導部) いじめ未然防止研修会</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットトラブルに関する注意喚起 (生徒・保護者対象)</li> <li>・(特別支援教育委員会・各学年) 生徒の状況に関する情報交換</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回いじめに関するアンケート (生徒・保護者対象)</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(職員会議) 問題を抱えている生徒についての情報共有</li> <li>・第1回いじめ防止対策推進会議</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(特別支援教育委員会・各学年) 生徒の状況に関する情報交換</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットトラブルに関する注意喚起 (生徒対象)</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回いじめに関するアンケート (生徒・保護者対象)</li> <li>・(人権教育委員会) 人権教育</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回いじめ防止対策推進会議</li> <li>・(職員会議) 問題を抱えている生徒についての情報共有</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(特別支援教育委員会・各学年) 生徒の状況に関する情報交換</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回いじめ防止対策推進会議</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の問題の検討及び新年度の取組検討。</li> <li>・(企画委員会) 取組の集約及び、取組に対しての評価・改善の実施</li> <li>・(職員会議) 問題を抱えている生徒についての情報共有</li> </ul>